

## 第8章 ボランティアの活動

災害時におけるボランティアの受け入れ体制については、県社会福祉協議会が作成したマニュアルに基づいて、市町村社会福祉協議会がボランティアの受付や派遣、被災者からのニーズ受付などを行う「災害ボランティアセンター」を設置し、これを県社会福祉協議会の「救援対策本部」や近隣の市町村社会福祉協議会等が支援する仕組みが整備されている。

今回の県北部豪雨災害では、7月23日に県社会福祉協議会内に救援対策本部が設置されたとの連絡を受け、記者発表を行うとともに、災害ボランティアに関する情報の収集にあたり、翌日からは被災地市町村の社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置され始めたため、各地の災害ボランティアセンターとも連絡を取り、状況確認を行った。さらに、内閣府からの連絡を受けて、防災ボランティア活動における熱中症の予防対策の手段を講じるよう通知した。

また、県職員のボランティア参加については、7月25日から8月2日にかけて各災害ボランティアセンターへボランティア要請状況の把握及び参加予定者数の連絡を行い、現地で混乱を招くことがないよう努めた。

### 第1節 社会福祉協議会の活動

#### 1 これまでの取組

社会福祉協議会（以下「社協」という）では、阪神・淡路大震災を契機に災害時における被災地住民への支援活動として災害救援ボランティア活動に積極的に取り組んできた。

鹿児島県社協の具体的な取組として、平成10年から毎年、県総合防災訓練や桜島火山爆発総合防災訓練に参加し災害ボランティアセンター設置運用訓練を行うとともに、平成10年2月に「災害時の『福祉救援ボランティア活動』マニュアル」を策定した。また、最近では、平成16年10月の新潟県中越地震時の際、現地災害ボランティアセンター運営支援のため職員を派遣したほか、平成17年8月には鹿児島県社協が提案した九州各県・指定都市社協間の災害時相互応援協定が成立した。

平成17年9月の台風14号災害では垂水市が甚大な被害を被ったが、垂水市社協が「垂水市災害ボランティア現地本部」を設置し、地元社協をはじめ鹿児島県社協及び県内市町村社協が協力し合いながら被災者支援及びボランティア活動支援を行った。平成18年3月には、この台風14号災害で得た教訓等を踏まえ、平成10年2月に策定した前述のマニュアルを「災害時の『福祉救援ボランティア活動』支援マニュアル」に改訂した。

今年の県北部豪雨災害においても、被災地社協はもとより被災地近隣社協や関係機関等の協力を得ながら被災者支援及びボランティア活動支援を行ったところであり、その取組については以下のとおりである。

## 2 県北部豪雨災害への取組

### (1) 直後の対応（災害ボランティアセンター初動期）

7月22日から県北部の広い範囲で大雨が降り続き、河川の氾濫やそれに伴う家屋の浸水等が生じた。各地に設置された避難所に多数の住民が避難しており、人的被害も発生した。鹿児島県社協では、「災害時の『福祉救援ボランティア活動』支援マニュアル」に基づき、23日早朝からの情報収集を開始し、同日午後1時30分にさつま町社協へ職員を派遣し調査したところ、この大



【7月23日午後のさつま町虎居地区の被害状況】

雨による被害は大規模・広域化することが想定されたため、同日午後3時に鹿児島県社協内に救援対策本部を設置した。なお、直ちにその旨を県災害対策本部や日本赤十字社鹿児島県支部（以下「日赤県支部」という）、全国社協（以下「全社協」という）等へ通知した。

他方、この大雨で甚大な被害を受けた薩摩川内市、出水市、大口市、さつま町、菱刈町、湧水町の6市町社協は、天気が小康状態になり始めた23日の正午過ぎから行政機関等から情報収集したり被害状況の現地調査等に着手、各社協は被災者からの救援ニーズが見込まれると判断し、被災者支援並びにボランティア活動支援の体制づくりに着手した。

救援対策本部では翌日24日に出水市及び薩摩川内市、大口市、菱刈町、湧水町に職員を派遣し各被災地の状況確認を行うとともに、すでに災害ボランティアセンターを設置した市町社協については、災害ボランティアセンターの運営及び今後の活動方針等について、また災害ボラン

ティアセンターの未設置の社協については、救援ニーズの収集方法やボランティアの受入体制を速やかに整えるよう協議・助言等を行った。災害により災害ボランティアセンター運営に必要な通信手段や資機材等の整備がままならないなかであったが、別表1のとおり25日をもって3市3町社協が災害ボランティアセンターの設置を完了し、主に、

【別表1】 災害ボランティアセンター設置状況

社協名	設置年月日・時間	場所
薩摩川内市	H18/7/24 10:00	薩摩川内市総合福祉会館内 (現地支部) 同市社協東郷支所 (現地支部) 同市社協樋脇支所
出水市	H18/7/24 9:00	出水市陸上競技場内
大口市	H18/7/25 8:30	大口市社協内 (現地支部) 大口市立曾木小学校
さつま町	H18/7/23 17:00	さつま町社協内
菱刈町	H18/7/25 15:00	菱刈町総合保健福祉センターまごし館内
湧水町	H18/7/24 13:00	湧水町役場吉松支所内
県社協	H18/7/23 15:00	鹿児島県社会福祉センター内

注) 参考として掲載した県社協は「救援対策本部」と呼称。

家屋内の家具や畳の搬出，土砂除去，食器類の洗淨，清掃等の被災者支援活動を行うことになった。

この間，救援対策本部においては，各災害ボランティアセンターの迅速かつ効果的な支援活動に資するため，阿久根市社協に対し薩摩川内市社協と出水市社協の災害ボランティアセンターに対する支援要請を行った。また，各災害ボランティアセンターの設置状況やボランティア募集内容，救援物資受入担当窓口の情報収集等を行うとともに，ホームページ等への掲載を通じて情報発信を行った。その他，NPOみやぎから宮崎県社協を通じて，災害救援ボランティア活動に必要な資機材提供の申し出の連絡が入り必要な調整等を行った。

25日には，全社協と全国的に活動を展開している災害救援NPO，熊本・宮崎両県社協の担当職員が入ることになり，鹿児島県社協職員とともに各被災地の状況視察を行った。救援対策本部内では，鹿児島市，いちき串木野市，日置市，垂水市，霧島市，曾於市，加治木町，始良町社協に対し各災害ボランティアセンター応援のための職員派遣要請及び高等学校の生徒が災害救援ボランティアへ参加できるよう働きかけの要請を県教育委員会へ行った。また同日に，「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援

協定」に基づく職員派遣要請を行うことを決定し，同協定に基づく幹事県である宮崎県社協に通知し，既に入っている全社協，災害救援NPO，熊本，宮崎両県社協に加え，28日から佐賀県，大分県社協職員も各災害ボランティアセンターに応援に入ることになった。こうして，支援体制がほぼ整うとともに，序々に団体・企業等から支援物資等の提供の申し出が入り始め，またこの日，各災害ボランティアセンターのボランティア登録者数の合計が1,000人を超えた。

## (2) 中期の対応（災害ボランティアセンター活動期）

26日以降も，災害救援に訪れるボランティアの数が増え続け，ボランティア登録者も，個人の方や友人同士又は家族，企業・団体等の職域グループなど多様化を見せ始め，多くの方々が猛暑のなか被災者支援に取り組む献身的な活動ぶりが各地で見られた。特に，夏休み期間中であったことから学校単位や部活動単位による学生の参加も増え始めた。これらのほか各被災地では，土木・建設業関係の団体が各自治体等との災害復旧協定に基づく取り組みが展開されるなど，復旧に向けた活動が目に見えて進行し始めた。さらに，被災者の救援ニーズの把握についても，広報車や行政無線によ



【家屋内の畳や家具搬出，土砂除去，清掃等を行うボランティア】